

# 地方自治体の自立と国家戦略特区

2017. 11. 29  
横浜市議会  
大都市行財政制度特別委員会

経済ジャーナリスト  
磯山友幸

1

## 自己紹介 : 日経新聞記者24年

1962年4月15日東京生まれ  
1987年3月 早稲田大学  
政治経済学部経済学科卒業  
(川勝平太ゼミ=経済史)  
1987年日本経済新聞入社  
大阪証券部記者(4年)  
東京証券部記者(3年)  
日経ビジネス記者(3年)  
証券部キャップ(5年)  
チューリヒ支局長(2年)  
フランクフルト支局長(2年半)  
証券部デスク(1年半)  
日経ビジネス副編集長(2年)  
同 副編集長兼編集委員(1年)  
2011年3月 円満退社(定年扱い)独立



国内記者12年、海外特派員4年半、雑誌6年

2

# 自己紹介： “ひとりメディア”6年半

## 記事執筆

実名コラム 8媒体 月17本

無署名記事 2媒体 月 4本

テレビ出演 1カ月に1~2度

東京MX「モーニングクロス」

BS朝日「激論クロスファイア」

講演 月に1~2回

大学 早稲田大学院 非常勤講師

上智大学 非常勤講師

勉強会主宰(政・官・財・学・報)

公職 静岡県、厚生労働省他

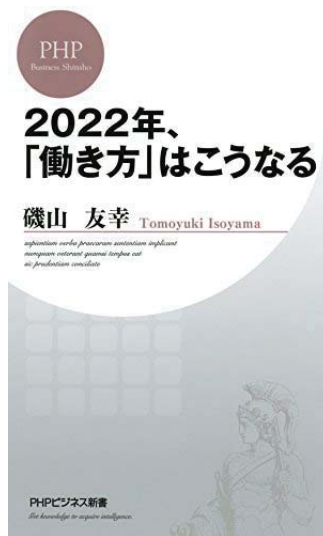
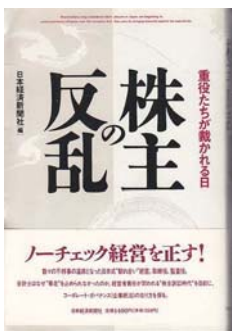
NPO 万年野党(議員・政策評価)、未来を創る財団(定住外国人)

個人メディア(ブログ、FB、雑誌)



3

# 主な著書



共著



4

# 1、国家戦略特別区(国家戦略特区)とは何か

内閣府 地方創生推進事務局(2017年11月8日時点) 作成の資料  
を使っています

5

## 国家戦略特区は「独立政府」型

### ◇従来の特区とは違う

規制緩和:行政の裁量→政治のリーダーシップ

### ◇3者(内閣・首長・事業者)の「やる気」が重要

とくに「事業者」の突破力が不可欠

### ◇特区はすべての特区項目を使える

特定の地域に特定の規制緩和を許すわけではない

### ◇全国展開の「突破口」に

農業委員会の権限を首長に移管する特例→全国に

6

# 「国家戦略特区」制度のポイント

## 「岩盤規制」改革の突破口

### ◆ 「総理・内閣主導」の枠組み

#### (1) 特区毎の「区域会議」【合計84回開催】

- … 国（特区担当大臣）・自治体・民間の「推進役」で構成。  
国が受け身にならない。3者が対等の立場。

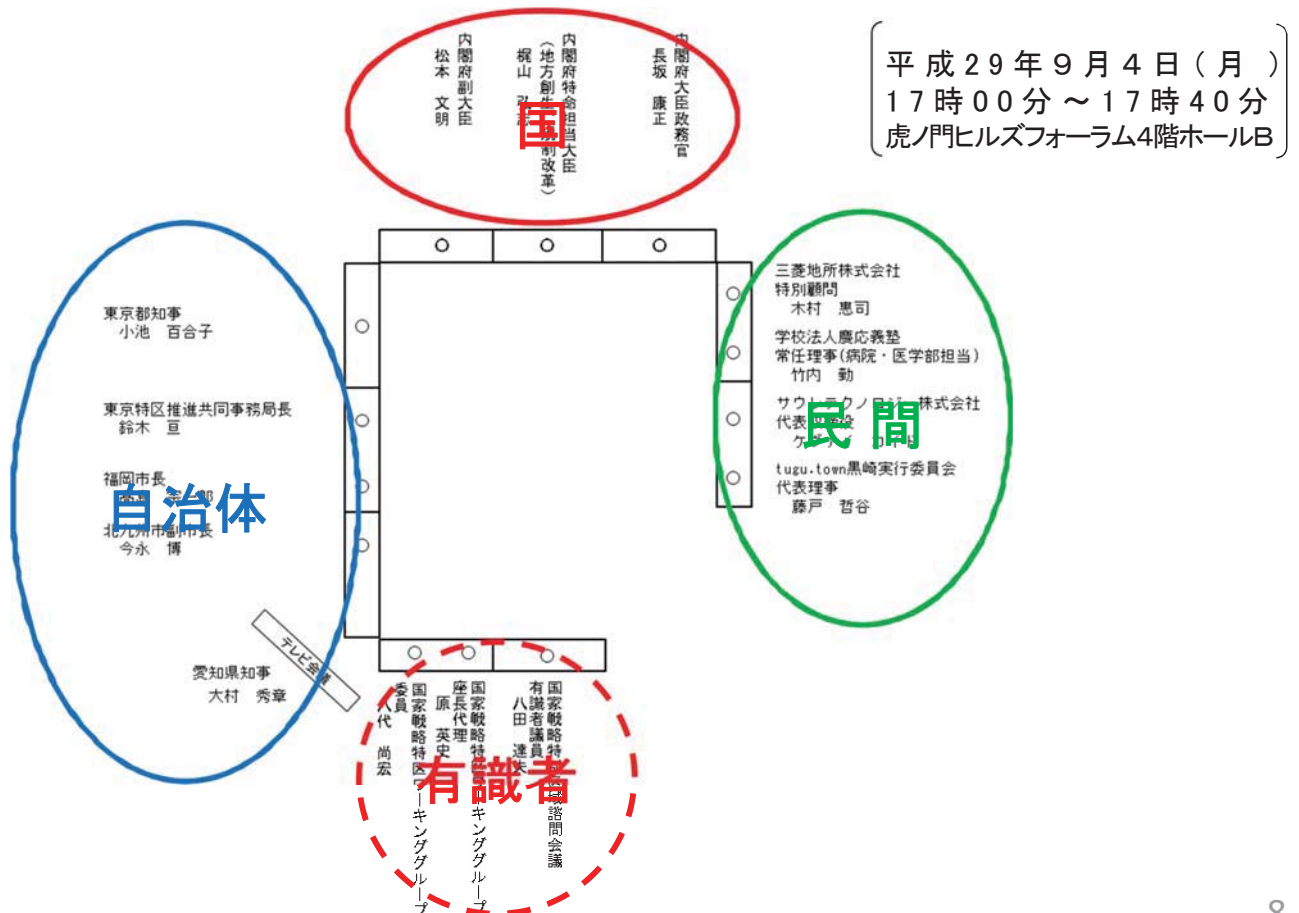
#### (2) 「特区諮問会議」【合計31回開催】

- … 最後は、規制担当各省大臣を含めたオープンな場で、総理のリーダーシップで決断。

（関係大臣と民間有識者が参加）

7

東京圏（第18回）・福岡市・北九州市（第12回）・愛知県（第6回）  
国家戦略特別区域会議 合同会議



8

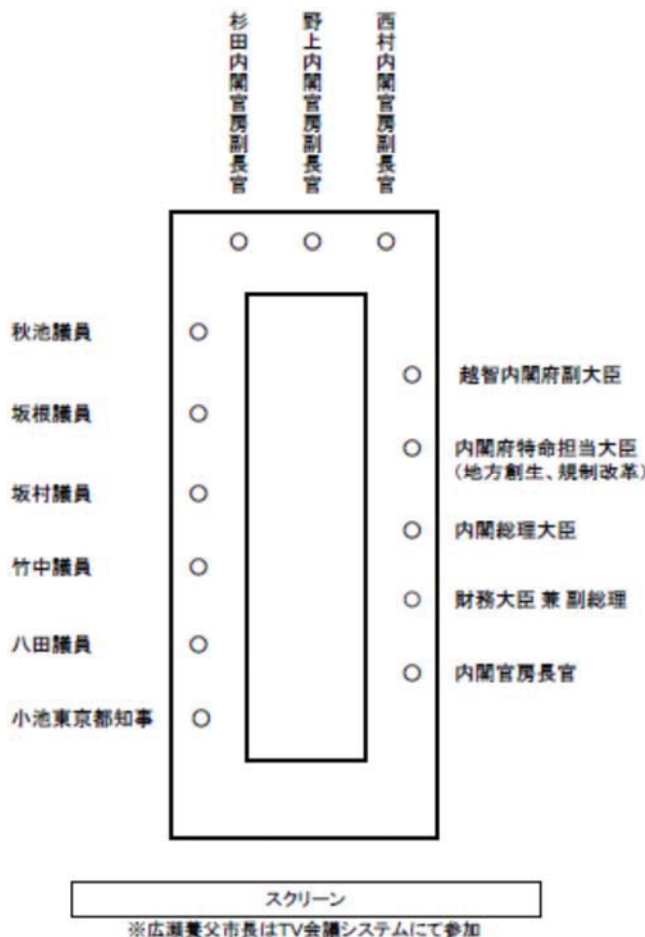
# 「国家戦略特別区域諮問会議」

議長 安倍 晋三 内閣総理大臣

議員 麻生 太郎 財務大臣 兼 副総理  
 同 梶山 弘志 内閣府特命担当大臣（地方創生、規制改革）  
 同 菅 義偉 内閣官房長官  
 同 茂木 敏光 内閣府特命担当大臣（経済財政政策）兼 経済再生担当大臣

民間議員 秋池 玲子 ポストコンサルティンググループ シニア・パートナー&マネージング・ディレクター  
 同 坂根 正弘 株式会社小松製作所相談役  
 同 坂村 健 東洋大学情報連携学部 INIAD学部長  
 同 竹中 平蔵 東洋大学教授、慶應義塾大学名誉教授  
 同 八田 達夫 アジア成長研究所所長、大阪大学名誉教授

## 第31回国家戦略特別区域諮問会議



平成29年9月5日(火)  
 17時00分～17時35分  
 於:官邸4階大会議室

# 「国家戦略特区ワーキンググループ」

(平成25年5月9日設置、26年12月8日・27年1月15日委員追加、平成29年8月23日)

## 委員名簿

- ・ 八田 達夫 アジア成長研究所所長、大阪大学名誉教授 (座長)
- ・ 秋山 咲恵 株式会社サキコーポレーション代表取締役社長
- ・ 阿曾沼元博 医療法人社団滉志会瀬田クリニックグループ代表
- ・ 工藤 和美 シーラカンスK&H株式会社代表取締役、東洋大学理工学部建築学科教授
- ・ 坂村 健 東洋大学情報連携学部 INIAD学部長
- ・ 鈴木 亘 学習院大学経済学部経済学科教授
- ・ 原 英史 株式会社政策工房代表取締役社長 (座長代理)
- ・ 本間正義 西南学院大学経済学部教授
- ・ 八代 尚宏 昭和女子大学グローバルビジネス学部特命教授

11

## 「国家戦略特区」の経緯

- 2013年 4月 「産業競争力会議」で提案  
(平成25年) 5月 「国家戦略特区ワーキンググループ」で制度設計・各省折衝開始  
6月 「成長戦略(日本再興戦略)」で、制度の趣旨・ポイント決定 (毎年改訂)  
12月 「国家戦略特区法」成立 (枠組み・規制改革「初期メニュー」の決定)
- 2014年 1月～ 「国家戦略特区諮問会議」が開始  
(平成26年) 5月 「6区域」の1次指定: 東京圏・関西圏・養父市・新潟市・福岡市・沖縄県  
6月～ 特区ごとに「区域会議」が開始 (9月～ 「区域計画」の認定開始)  
10月 「改正特区法案」提出 (衆議院解散により廃案、2015年4月に再提出)
- 2015年 7月 「改正国家戦略特区法」成立  
(平成27年) 8月 「3区域」の2次指定(地方創生特区): 愛知県・仙台市・仙北市  
9月 「改正国家戦略特区法」施行 (規制改革メニューの追加)
- 2016年 1月 3次指定(合計10区域): 広島県と今治市  
(平成28年) 3月 「改正国家戦略特区法案」提出  
5月 「改正国家戦略特区法」成立  
9月 「改正国家戦略特区法」施行 (規制改革メニューの更なる追加)
- 2017年 3月 「改正国家戦略特区法案」提出  
(平成29年) 6月 「改正国家戦略特区法」成立  
9月 「改正国家戦略特区法」施行 (規制改革メニューの更なる追加)

12

# 「国家戦略特区」制度のポイント

## ◆ 規制改革の実現、効果拡大

### (1) 規制改革事項の追加【合計86事項(全国措置等を含む)】

- ・2013年法制定以降、規制改革事項を追加(2015年、16年、17年法改正)
- ・2015年度末までの「集中取組期間」で、「岩盤規制」に突破口。
- ・2017年度末までを「集中改革強化期間」とし、残された「岩盤規制」を改革。

### (2) 特区における事業の具体化(規制改革事項の活用)【現在認定253事業】

- ・改革事項の活用事業を、区域会議で決定、特区諮問会議で認定。

### (3) 指定区域の追加【10区域】

- ・1次指定6区域(2014年3月)、2次指定3区域(2015年3月)、3次指定1区域(2015年12月)
- ・志の高い、熱意ある自治体を、厳選。

# 「国家戦略特区」制度のポイント

## 国家戦略特区と既存特区との比較

	国家戦略特区	総合特区	構造改革特区
目的・趣旨	経済社会の構造改革を重点的に推進することにより、産業の国際競争力の強化、国際的な経済活動の拠点の形成を促進。規制改革を総合的・集中的に推進。 →岩盤規制の突破口、成長のエンジン	地域の先駆的な取組に対し、規制の特例措置に加え、税制・財政・金融上の支援措置により総合的に支援。 →地域のチャレンジをオーダーメイド・総合的に支援	現場ニーズに基づく構造改革の推進及び地域の活性化。 →規制緩和を試行的に実施。最終的には全国展開を視野に。
制定年月	平成25年12月	平成23年6月	平成14年12月
国・地方・民間の関係	国が区域や区域方針を決定。特区ごとの国家戦略特区会議に、国・地方公共団体・民間事業者が対等の立場で参画し、国家戦略特区計画を密接な連携の下に作成・合意。国が認定。 →基本トップダウン。計画は3者(国、地方、民間)で策定。	地方公共団体からの申請に基づき、国が特区を指定、総合特区計画を認定。 →基本ボトムアップだが、区域指定は国	規制の特例措置を活用する地方公共団体からの申請に基づき、国が構造改革特区計画を認定。 →ボトムアップ。区域指定なし。
対象区域	政策テーマ・プロジェクトに応じ、国が決定した区域に限定して、適用。 →指定数は厳選。段階的に指定	指定地方公共団体が計画認定を受けた区域に限定して、適用。 →当面、新規の特区指定は行わない。	特区計画の認定について、すべての地方公共団体が申請可能。 →一般的・汎用的な制度
指定区域数 認定計画数	10区域	39区域(国際7、地域32)	規制改革数 792件 (特区として対応239件、全国的に対応553件) 認定件数 387特区 (これまでに1,287件の特区計画を認定)
支援措置	規制の特例を中心に、税制・金融上の措置	規制の特例、税制・財政・金融上の措置を総合的に実施	規制の特例措置のみ
規制改革の実現手法	特区諮問会議、区域会議、特区WG	国と地方の協議会	省庁間で調整
既存特区の課題と国家戦略特区の特徴	規制改革事項をパッケージ化、規制改革事項を措置後に地域指定 →目にみえる形で迅速に改革を実現	地域指定後に個別の規制特例措置を調整 →実現に多大な労力と時間が必要	個別提案に対し個別に規制の特例を措置 →改革の効果が限定的になる側面

## すでに横浜市は「特区」の中にある

- ◇「東京圏特区」区域会議に神奈川県も含む  
区域会議には黒岩県知事も出席
- ◇横浜市も国家戦略特区を使っている
- ◇もっと主体的に特区を活用
- ◇とくに「事業者」のニーズ汲み取りがポイント
- ◇特区はすべての特区項目を使える
- ◇区域会議を合同で行うケースが増えている

15

## 横浜市での「特区」利用事例

- ◇反町公園内に保育所を設置  
公園内に保育所設置の特例
- ◇横浜駅きた西口鶴屋地区  
住宅容積率の緩和による住宅整備事業
- ◇横浜市立大附属病院  
臨床試験専用病床の設置基準緩和
- ◇横浜市立大附属病院  
保険外併用療養特例の実施

※横浜市が主導する特区の申請が今後の焦点

16



# 2、国家戦略特区の実績と成果

内閣府 地方創生推進事務局(2017年11月8日時点) 作成の資料を使っています

## 区域会議の開催、区域計画の認定状況 (規制改革メニュー活用数: 48、認定事業数: 253)



# 国家戦略特区で実現した規制改革 全86事項のうち主なもの（特区措置62事項、全国措置24事項）

## 都市・創業・外国人材・観光

- 都市計画の手続き迅速化**  
居住を含めた都市環境の整備
- 空港アクセスの改善に向けたバス関連規制の緩和**  
二車に迅速かつ柔軟に対応した空港アクセスの充実
- 家事支援外国人材の受入れ**  
女性の活躍推進、家事負担の軽減等
- 農業支援外国人材の受入れ**  
経営規模の拡大等による「強い農業」の実現
- 特区民泊（宿泊可能な住宅解禁）**  
内外の観光客の滞在ニーズへの対応
- 過疎地域等での自家用自動車の活用拡大**  
内外の観光客等の運送ニーズへの対応
- 道の駅の設置者に係る特例**  
「道の駅」の魅力とサービスを向上による地域活性化

## 医療・保育

- 外国医師の受入れ**  
高度な医療技術を有する外国医師等の受入推進
- 病床数の特例**  
高度な水準の医療の提供
- 保険外併用療養（先進医療の承認迅速化）**  
外国で承認された医薬品等の導入促進
- 医学部の新設**  
グローバル医療人材の育成
- 革新的医療機器の開発迅速化**  
医療イノベーションの推進
- 地域限定保育士の創設、試験実施主体の拡大**  
保育士不足の解消
- 小規模認可保育所における対象年齢の拡大**  
待機児童の解消

## 農業

- 企業による農地取得の特例**  
担い手不足や耕作放棄地等の解消
- 農業への信用保証制度の適用**  
農業の資金調達の円滑化
- 農家レストランの農用地区域内の設置の容認**  
6次産業化の推進、所得向上、雇用の確保
- 特産品焼酎等の製造免許要件緩和**  
農業・漁業の6次産業化、地域ブランドの創出

## 雇用・教育

- 雇用労働相談センター（雇用条件の明確化）**  
新規開業企業、グローバル企業等の労使紛争の未然防止
- 獣医学部の新設**  
国際的な危機管理対応のできる獣医師の育成

赤字・・・法律で措置した事項  
青字・・・法律措置以外の事項

19

国家戦略特区の成果 全86事項（特区措置62事項、全国措置24事項）

■ 全国措置

規制改革事項	
<p><b>都市再生</b></p> <p>(12)</p>	<p>【章僚率・都市計画ワイルドアップ(B)】 都心居住促進のための容積率・用途等土地利用規制の見直し</p> <p>【エリアマネジメント】 エリアマネジメントの整備状況(道路の占有基準の緩和)</p> <p>【航空法】 航空法の規制範囲に係る特例</p> <p>【防災土壌】 防災土壌等特定区域の調査対象項目の拡大</p> <p>【公社管理道路(備後改革特区)】 民間事業者による公社管理有償道路の導入を可能化</p>
<p><b>創業</b></p> <p>(9)</p>	<p>【創業ワイルドアップ】 外国人を含む新たな起業・創業促進のための各種申請ワイルドアップセンターの設置</p> <p>【公証人】 公証人の公証業務外における定期保証</p> <p>【空港アクセス】 空港アクセスの改善に向けたバス関連規制の緩和</p> <p>【テレワーク】 多様な働き方推進のためのテレワークセンターの設置</p> <p>【外国人材(2)】 官民の連携を拡大した人材の移動の促進</p> <p>【NPO】 NPOの法人の設立手続きの迅速化</p> <p>【融資契約】 地方公共団体による新規借入等のあり方について定める特例的措置の緩和</p> <p>【信用保証(一般社団等)】 一般社団法人等の信用保証制度の適用</p>
<p><b>外国人材</b></p> <p>(8)</p>	<p>【家事支援外国人材】 外国人家事支援人材の受入れ</p> <p>【農業支援外国人材】 外国人農業支援人材の受入れ</p> <p>【クールジャパン外国人材】 クールジャパンの推進に向けた外国人材の受入れ・就職促進</p> <p>【外国人雇用特例】 外国人を雇用しようとする事業者への補助(相談センターの設置)</p> <p>【農業支援外国人材】 外国人農業支援人材の受入れ</p> <p>【留学生就職支援】 卒業後の就職支援の促進</p>
<p><b>観光</b></p> <p>(10)</p>	<p>【旅館業法】 観光施設の旅館業法の適用除外</p> <p>【旅館業(消防法)】 防火に該当する旅館業等の基準に関する適用除外の明確化</p> <p>【旅館業(宅建法)】 旅館業法の特例対象施設における重要事項説明義務がないことの特例</p> <p>【民泊(旅館)】 民泊等の歴史的建造物の活用に関する旅館業法の適用除外など</p> <p>【民泊(旅館)】 民泊等の歴史的建造物の活用のための建設基準法の適用除外</p> <p>【民泊(消防)】 民泊等の歴史的建造物の活用のための消防用設備等の基準の適用除外の明確化</p> <p>【自家用自動車】 過疎地域等での自家用自動車の活用拡大</p> <p>【出入国手続き】 関心事項の出入国手続き等の迅速化</p> <p>【道の駅】 道の駅の設置者の民間拡大</p> <p>【旅行業取扱管理者試験】 旅行業等の取扱管理者による旅行業の企画・提供の促進</p>
<p><b>医療</b></p> <p>(17)</p>	<p>【外国医師】 国際医療関係者に対する外国医師の診療・外国医師の業務解禁</p> <p>【臨床検査(2)】 臨床検査技師の認定(年齢等の緩和)・影響等への事後実施</p> <p>【病床】 病床数の特例による病床の新設・増設の容認</p> <p>【保険外併用】 保険外併用療養の拡充</p> <p>【医学部】 医学部の新設</p> <p>【医療法人】 医療法人の設立要件の見直し</p> <p>【電子検】 電子検定等の試験に係る出入国管理及び検定認定法施行規則の特例</p> <p>【iPS】 iPS細胞から製造する細胞用培養液への血液成分の制限</p> <p>【遠隔医療指導】 テレビ電話を活用した遠隔による医療指導の対応期間の特例</p> <p>【医療機器相談】 特設相談窓口等規制緩和の創設による革新的医療機器の開発促進</p> <p>【医薬品相談】 医薬品相談窓口の創設促進</p> <p>【遠隔診療】 遠隔診療に係る要件の明確化</p> <p>【在宅医療(18kmルール)】 在宅医療に係る保険適用の促進</p> <p>【予防医療ビジネス】 予防医療サービスの推進(検診実施)における採血行為等の医療行為の明確化</p> <p>【医療機器品質保証責任者】 医療機器製造販売業者の品質保証責任者の資格要件の緩和</p> <p>【臨床試験専用病床(備後改革特区)】 臨床試験専用病床の施設基準の緩和</p>
<p><b>介護</b></p> <p>(1)</p>	<p>【ユニット型指定介護】 ユニット型指定介護サービス提供施設設置促進に関する特例</p> <p>【地域民生保育所(試験)】 地域民生保育所(試験)の創設(創設による保育士増補の義務を含む)・試験実施主体の拡大</p> <p>【小規模認可保育所(対象年齢)】 小規模認可保育所に係る対象年齢の拡大</p>
<p><b>保育</b></p> <p>(6)</p>	<p>【都市公園保育所】(平成28年5月、特例から全国措置) 都市公園内における保育所設置の促進</p> <p>【小規模認可保育所(バリアフリー)】 小規模認可保育所に係るバリアフリー等の適合免除の明確化</p> <p>【罰則制限地域(保育所設置)】 罰則適用の許可に係る罰則制限地域の指定に関する柔軟化</p> <p>【保育士配置】 保育所等における保育士配置の特例</p>
<p><b>雇用</b></p> <p>(5)</p>	<p>【雇用条件】 雇用条件の明確化のための雇用労働相談センターの設置</p> <p>【有期雇用】(平成28年11月、特例から全国措置) 有期雇用の特例</p> <p>【シニア・ハローワーク(備後改革特区)】 高齢者就業に対する重点的な就職支援</p> <p>【障がい者雇用】 障がい者雇用に関する特例の創設</p>
<p><b>教育</b></p> <p>(2)</p>	<p>【公立民営学校】 公立学校運営の民間への開放(公立民営学校の設置)</p> <p>【獣医学部】 獣医学部の新設</p>
<p><b>農林水産</b></p> <p>(15)</p>	<p>【農業委員会】 農業委員会と市町村の事務分担</p> <p>【農業生産法人】(平成27年8月、特例から全国措置) 農業生産法人の承認簡便化促進等のための要件緩和</p> <p>【企業農地取得】 企業による農地取得の特例</p> <p>【信用保証(農業)】 農業への信用保証制度の適用</p> <p>【農家レストラン】 農家レストランの農用地区域内の設置の容認</p> <p>【インターネット酒類販売】 酒類販売(酒類)の完全な無償化に関する要件緩和</p> <p>【容易易飲酒許可】 容易易飲酒許可制度の創設</p> <p>【四有林野(両環)】 四有林野の交付要件の拡大</p> <p>【四有林野(交付対象)】 四有林野の交付要件に関する対象者の拡大</p> <p>【漁業生産組合】 漁業生産組合の設立要件の緩和</p> <p>【中山間地域等補助金】 中山間地域等補助金交付金の迅速化</p> <p>【農地中間管理】 農地中間管理に関する事務手続きの円滑化</p>
<p><b>特定</b></p> <p>(3)</p>	<p>【補助財産】 補助財産に付けた補助金交付金の返付に係る承認基準の明確化</p> <p>【農地交換分合】 農地交換分合の促進のための交換分合事業に係る基準緩和</p> <p>【特産品焼酎(備後改革特区)】 特産品焼酎等の製造免許要件の緩和</p> <p>【特定実験試験場】 実験に係る免許発給までの手続きを大幅に短縮</p> <p>【近未来技術実証ワイルドアップ】 近未来技術実証センターの創設(近未来技術実証センターの創設)</p> <p>【農産物輸出】 輸出に係る農産物輸出の手続き要件の明確化</p>

20

## 区域計画の認定状況①（認定事業数253）

区域名 (認定事業数)	規制改革事項等	事業主体	区域会議開催日 (区域計画作成日)	区域計画 認定日
<b>東京圏</b> 規制改革メニュー:26 事業数:86 (東京都:71 神奈川県:10 成田市:2 千葉市:3)	都市再生特別措置法の特例	三井不動産株式会社【日比谷地区】	平成26年12月9日	平成26年12月19日
		森トラスト株式会社【虎ノ門四丁目地区】		
		住友不動産株式会社【臨海副都心有明地区】	平成28年8月31日	平成28年9月9日
		豊島区、東京建物株式会社及び株式会社サンケイビル【豊島区庁舎跡地地区】		
		森ビル株式会社【愛宕地区】		
		三菱地所株式会社【大手町(常盤橋)地区】		
		株式会社世界貿易センタービルディング、鹿島建設株式会社、東京モノレール株式会社及び東日本旅客鉄道株式会社【浜松町二丁目地区】	平成29年9月4日	平成29年9月5日
		東急不動産株式会社及び鹿島建設株式会社【竹芝地区】	平成27年3月4日	平成27年3月19日
		森トラスト株式会社【虎ノ門四丁目地区】		
		三井物産株式会社及び三井不動産株式会社【大手町一丁目地区】		
	独立行政法人都市再生機構【虎ノ門・日比谷線新駅】	平成27年6月15日	平成27年6月29日	
	森ビル株式会社及び野村不動産株式会社【虎ノ門一丁目地区】			
	東京建物株式会社【八重洲一丁目地区】			
	三井不動産株式会社【八重洲二丁目地区】	平成27年9月3日	平成27年9月9日	
	森ビル株式会社【愛宕地区】			
	大田区及び独立行政法人都市再生機構【羽田空港跡地地区】	平成28年2月4日	平成28年2月5日	
	三菱地所株式会社【大手町(常盤橋)地区】			
	東日本旅客鉄道株式会社、京浜急行電鉄株式会社及び独立行政法人都市再生機構【品川駅周辺地区】	平成28年3月24日	平成28年4月13日	
	住友不動産株式会社【臨海副都心有明地区】			
	横浜駅西口鶴屋地区市街地再開発準備組合【横浜駅周辺地区】	平成28年8月31日	平成28年9月9日	
	住友不動産株式会社【新宿二丁目地区】	平成28年12月2日	平成28年12月12日	
	三井不動産株式会社、鹿島建設株式会社及びヒューリック株式会社【八重洲二丁目中地区】	平成29年9月4日	平成29年9月5日	
	住友不動産株式会社【三田三・四丁目地区】	平成29年9月4日	平成29年9月5日	
	森ビル株式会社【虎ノ門・麻布台地区】	平成29年9月4日	平成29年9月5日	
	エリアマネジメントに係る道路法の特例	大丸有地区まちづくり協議会【丸の内仲通り等】	平成27年3月4日	平成27年3月19日
一般社団法人新宿副都心エリア環境改善委員会【新宿副都心四号線・十二号線】				
一般社団法人大崎エリアマネジメント等【大崎駅東西自由通路・夢さん橋】		平成27年6月15日	平成27年6月29日	
さかさ川通り-おいしい道計画-【蒲田駅周辺街路】				
自由が丘商店街振興組合【特別区道一級幹線28号線・特別区道一級幹線29号線・特別区道H103号線】		平成27年11月26日	平成27年11月27日	
一般社団法人日本橋室町エリアマネジメント【日本橋仲通り及び江戸桜通り地下歩道】		平成28年3月24日	平成28年4月13日	
グリーン大通りエリアマネジメント協議会【池袋駅東口グリーン大通り】				
株式会社幕張メッセ【千葉市道中瀬幕張町線等】		平成28年8月31日	平成28年9月9日	

21

## 区域計画の認定状況②（認定事業数253）

区域名 (認定事業数)	規制改革事項等	事業主体	区域会議開催日 (区域計画作成日)	区域計画 認定日
<b>東京圏</b> 規制改革メニュー:26 事業数:86 (東京都:71 神奈川県:10 成田市:2 千葉市:3)	保険外併用療養に関する特例	慶應義塾大学病院	平成26年12月9日	平成26年12月19日
		国立研究開発法人国立がん研究センター		
		東京大学医学部附属病院		
		公益財団法人がん研究会		
		学校法人順天堂順天堂大学医学部附属順天堂医院	平成27年3月4日	平成27年3月19日
		国立大学法人東京医科歯科大学		
	病床規制に係る医療法の特例	公立大学法人横浜市立大学附属病院	平成27年10月14日	平成27年10月20日
		東京都立小児総合医療センター	平成28年8月31日	平成28年9月9日
		公益財団法人がん研究会	平成26年12月9日	平成26年12月19日
		医療法人社団混志会瀬田クリニックグループ、学校法人順天堂順天堂大学医学部附属順天堂医院	平成26年12月9日	平成26年12月19日
		大学医学部附属順天堂医院	平成28年12月2日	平成28年12月12日変更
		医療法人社団葵会		
		公立大学法人横浜市立大学		
		慶應義塾大学病院		
		学校法人順天堂順天堂大学医学部附属順天堂医院	平成27年3月4日	平成27年3月19日
		慶應義塾大学病院		
	二国間協定に基づく外国医師の業務解禁	学校法人順天堂順天堂大学医学部附属順天堂医院	平成27年6月15日	平成27年6月29日
		学校法人聖路加国際大学聖路加国際病院及び同病院附属クリニック聖路加メディローカス		
	雇用労働相談センターの設置	トウキョウ メディカル エンド サージカル クリニック	平成29年9月4日	平成29年9月5日
		内閣府、厚生労働省、東京都	平成26年12月9日	平成26年12月19日
	東京開業ワンストップセンターの設置		平成27年3月4日	平成27年3月19日
		内閣府ほか関係各省、東京都	平成29年2月10日	平成29年2月21日変更
	公証人法の特例		平成29年4月20日	平成29年5月22日変更
			平成27年9月3日	平成27年9月9日
	保育士資格に係る児童福祉法等の特例	東京都		
神奈川県		平成27年9月3日	平成27年9月9日	
旅館業法の特例	千葉県			
	東京都大田区	平成27年10月14日	平成27年10月20日	
創業人材の受入れに係る出入国管理及び難民認定法の特例	東京都	平成27年10月14日	平成27年10月20日	
	社会福祉法人三樹会	平成27年11月26日	平成27年11月27日	
	社会福祉法人あすみ福祉会			
	社会福祉法人世田谷共育舎	平成28年2月4日	平成28年2月5日	
	株式会社こどもの森			
	横浜市	平成28年3月24日	平成28年4月13日	
	ナチュラルスマイルジャパン株式会社			
	荒川区(都立汐入公園)	平成28年8月31日	平成28年9月9日	
	荒川区(荒川区立宮前公園)			
	株式会社サクセスアカデミー	平成29年2月10日	平成29年2月21日	
	社会福祉法人みわの会			
	社会福祉法人風の森	平成29年4月20日	平成29年5月22日	
	足立区			

22

## 区域計画の認定状況③（認定事業数253）

区域名 (認定事業数)	規制改革事項等	事業主体	区域会議開催日 (区域計画作成日)	区域計画 認定日
<b>東京圏</b> 規制改革メニュー:26 事業数:86 (東京都:71 神奈川県:10 成田市:2 千葉市:3)	国際的な医療人材の育成のための医学部の新設に係る認可の基準の特例	学校法人国際医療福祉大学	平成27年11月26日	平成27年11月27日
	外国人家事支援人材の受入れに係る出入国管理及び難民認定法の特例	神奈川県 東京都	平成27年12月11日 平成28年8月31日	平成27年12月15日 平成28年9月9日
	特定非営利活動促進法の特例	千葉市	平成28年3月24日	平成28年4月13日
	土壌汚染対策法施行規則の特例	東京都	平成28年3月24日	平成28年4月13日
	農家レストラン設置に係る特例	株式会社いぶき	平成28年3月24日	平成28年4月13日
	特区医療機器事業戦略相談	慶應義塾大学病院 国立研究開発法人国立がん研究センター 東京大学医学部附属病院	平成28年5月10日	平成28年5月19日
	都心居住のための住宅の容積率に係る建築基準法の特例	横浜駅きた西口鶴屋地区市街地再開発準備組合【横浜駅周辺地区】	平成28年8月31日	平成28年9月9日
	指定金融機関が行う貸付けに係る利子補給金の特例	医療法人社団愈光会	平成28年8月31日	平成28年9月9日
	臨床試験専用病床に係る医療法施行規則の特例	公立大学法人横浜市立大学	平成28年9月30日	平成28年10月4日
	特定実験試験局制度に関する特例	ルーチェサーチ株式会社 株式会社スカイシーカー及びDJI JAPAN株式会社	平成28年12月2日	平成28年12月12日
	設備等に係る課税の特例	森ビル株式会社、大林新星和不動産株式会社 森ビル株式会社	平成29年2月10日 平成29年2月10日	— —
	粒子線治療の研修に係る出入国管理及び難民認定法施行規則の特例	国立研究開発法人量子科学技術研究開発機構	平成29年4月20日	平成29年5月22日
	東京テレワーク推進センターの設置	内閣府ほか関係各省、東京都	平成29年4月20日	平成29年5月22日
	自動走行実証ワンストップセンターの設置	内閣府ほか関係各省、東京都	平成29年9月4日	平成29年9月5日

## 3、特区を使った「規制突破」の具体例 ～大都市圏の事例～

内閣府 地方創生推進事務局(2017年11月8日時点) 作成の資料  
を使っています

# 東京都

## 都市再生プロジェクト (都市再生の迅速化)

- 合計32プロジェクト全体で、**約11兆円の経済波及効果**を見込む
- 認定済みの10事業で**約2.5兆円**（平成27年度末時点）

- ① 大手町一丁目
- ② 大手町（常盤橋）
- ③ 日本橋区町・茅場町一丁目
- ④ 八重洲一丁目6
- ⑤ 八重洲二丁目1
- ⑥ 八重洲二丁目中
- ⑦ 有楽町駅周辺
- ⑧ 日比谷
- ⑨ 虎ノ門一、二丁目
- ⑩ 虎ノ門一丁目
- ⑪ 日比谷新駅
- ⑫ 虎ノ門四丁目
- ⑬ 愛宕
- ⑭ 虎ノ門・麻布台
- ⑮ 六本木五丁目
- ⑯ 竹芝
- ⑰ 芝浦一丁目
- ⑱ 三田三、四丁目
- ⑲ 品川駅周辺
- ⑳ 臨海副都心有明
- ㉑ 羽田空港跡地
- ㉒ 西新宿二丁目
- ㉓ 八重洲一丁目北
- ㉔ 日本橋一丁目中
- ㉕ 日本橋一丁目東
- ㉖ 八重洲二丁目南
- ㉗ 豊島区庁舎跡地
- ㉘ 浜松町二丁目
- ㉙ 歌舞伎町一丁目
- ㉚ 南池袋二丁目C地区
- ㉛ 赤坂二丁目
- ㉜ 東京国際空港第2ゾーン



**② 大手町（常盤橋）**

- 東京駅前での、東京の新たなランドマークとなる高さ390mの超高層タワーを整備
- 国際金融都市の構想の実現に向けた最先端のビジネス交流機能の整備

**⑬ 愛宕**

国際的なビジネス交流拠点の形成に資する多様な滞在ニーズに対応した国際水準の居住機能の整備

- ：今回の認定プロジェクト（平成29年2月10日区域会議）
- ：進行中のプロジェクト
- ：認定済みのプロジェクト

（積算根拠：総務省による産業連関表を活用し、国交省の協力を得て東京都算出）

# 東京都

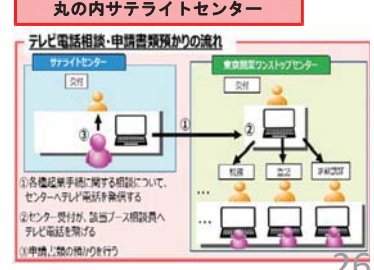
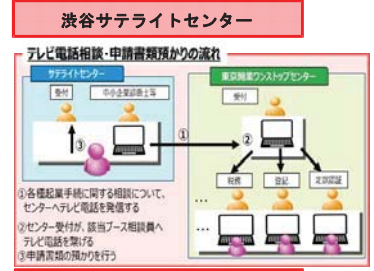
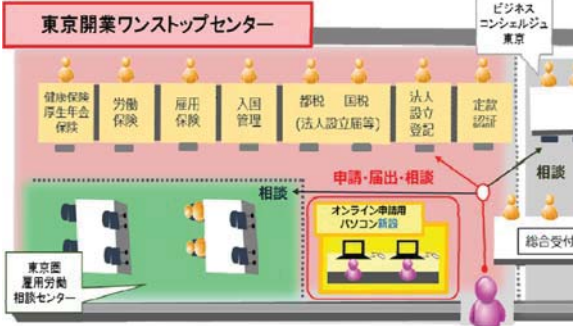
## 東京開業ワンストップセンター

平成27年4月1日に開設  
平成28年12月22日に機能拡充  
平成29年4月1日渋谷サテライトセンター開設  
平成29年7月1日丸の内サテライトセンター開設

- 外資系企業、国内ベンチャー企業等の開業を促進するため、JETRO本部内（アーク森ビル）に開設し、国と都が共同で運営。平成29年4月1日渋谷サテライトセンター開設。同年7月1日丸の内サテライトセンター開設。
- 公証人による定款認証、登記、税務、年金・社会保険、在留資格認定証明書等の法人設立に係る手続を集約化。
- ブースには、各省庁及び都が相談員を派遣し、申請文書等の作成支援及び受付を行っている。（センター内のオンライン申請用パソコンで、相談員の支援を受けて電子申請も可能。）
- サテライトセンターでは、各種起業手続に関するテレビ電話相談、受付支援を行っている。

### 実績（平成29年9月末時点）

- ① 利用者数 **3,383名**（1日平均**5.5名**）
- ② 利用件数 **6,239件**（1日平均**10.2件**）  
（登記1,467件、税務1,256件、健康保険915件等）
- ③ 申請件数 **452件**  
（入国管理104件、国税97件、定款97件、都税64件、登記36件、その他30件、電子申請24件）



○ 「雇用労働相談センター」設置

スタートアップ企業やグローバル企業等への、雇用ルールの周知徹底と紛争の未然防止を図る

○ 「雇用指針」の活用

裁判例の分析・類型化により、個別労働関係紛争の未然防止、予見可能性の向上を図る。

○ 全国7か所に設置

福岡市、関西圏、東京圏、新潟市、愛知県、仙台市、広島県

平成29年4月12日  
スタートアップカフェと  
ともに移転！

【取組紹介】福岡市 雇用労働相談センター

開設日：平成26年11月29日（平成28年度末までの相談件数：2,289件）

場所：スタートアップ支援施設 FUKUOKA growth next 内（都心部の旧小学校舎を活用）

特徴：福岡市のスタートアップ支援機能を集約／無料での弁護士相談



【スタートアップ支援】  
FUKUOKA growth next



【創業相談】スタートアップカフェ



【雇用相談】雇用労働相談センター  
（予約不要・無料）

各区域の動き

<東京都大田区>

平成27年10月20日 特区諮問会議で区域計画認定  
12月7日 大田区の条例の制定  
平成28年2月12日 初の施設の認定（事業開始）  
(10月10日時点)  
・認定 45施設 215室（申請 52施設 222室）  
・33事業者（うち個人11人）  
・滞在実績：1,631人（うち外国人 1,139人）

<大阪府>

平成27年10月27日 関連条例制定  
12月15日 区域計画認定  
平成28年4月1日 事業者受付開始  
5月19日 池田市を、上記計画に追加  
12月20日 条例改正（2泊3日）  
(10月10日時点)  
認定6施設 12室（申請 5施設 7室）  
滞在実績：158人（うち外国人 150人）

<大阪市>

平成28年1月15日 関連条例制定  
4月13日 区域計画認定  
10月31日 事業者受付開始  
12月13日 条例改正（2泊3日）  
(10月10日時点)  
認定233施設 612室（申請 283施設 752室）  
滞在実績：344人（うち外国人 313人）

<新潟市>

平成29年5月22日 区域計画認定  
7月3日 関連条例制定

近隣ホテルと連携・協力した「新築マンション」の例

概要

新築（築1年）JR  
蒲田駅から徒歩2分 宿泊  
料：1泊1組9,980円  
（主にビジネス客用）

特徴

旅館組合と密接に連携・協力  
組合所属の近隣ホテルと業務提携を行い、  
鍵の受渡しや本人確認を対面で実施。  
（実質的にフロントを共有）



<北九州市>

平成28年10月4日 区域計画認定  
12月9日 関連条例制定  
平成29年1月 事業者受付開始  
実施地域：住居専用地域（第一種、第二種低層）  
市街化調整区域等の郊外エリアなど  
(10月10日時点)  
認定1施設 1室（申請 0施設 0室）  
滞在実績：13人（うち外国人0人）

東京圏(東京都、横浜市)  
関西圏(大阪府、兵庫県)  
福岡市  
仙台市

## 都市公園内の保育所設置 (都市公園占用保育所等施設設置事業 特区法第20条の2)

全国措置  
(平成29年5月)

### 活用する規制改革

#### 現状

都市公園内の占有は、電柱、電線、水道管等しか認められていない

#### 見直し後

保育所等の社会福祉施設について、都市公園内の占有を認める

#### 効果

保育等の福祉サービスの需要に対応し、女性等が活躍できる社会を構築

### 具体的事業

#### 都市公園内に保育所等 (社会福祉施設)を設置



#### ○認定事業(18)と設置予定

- |                      |            |                    |            |
|----------------------|------------|--------------------|------------|
| <b>&lt;東京圏&gt;</b>   |            | <b>&lt;関西圏&gt;</b> |            |
| ①東京都立汐入公園            | : 平成29年4月  | ⑬豊中市立羽鷹池公園         | : 平成29年10月 |
| ②東京都立祖師谷公園           | : 平成29年4月  | ⑭豊中市立ふれあい緑地        | : 平成29年10月 |
| ③東京都立蘆花恒春園           | : 未定       | ⑮西宮市立久保公園          | : 平成30年4月  |
| ④品川区立西大井広場公園         | : 平成29年4月  | ⑯吹田市立高野公園          | : 平成31年4月  |
| ⑤横浜国立反町公園            | : 平成29年4月  | <b>&lt;福岡市&gt;</b> |            |
| ⑥東京都立代々木公園           | : 平成29年10月 | ⑰福岡市立中比恵公園         | : 平成29年4月  |
| ⑦東京都立汐入公園<br>(学童クラブ) | : 平成30年4月  | <b>&lt;仙台市&gt;</b> |            |
| ⑧荒川区立宮前公園            | : 平成30年4月  | ⑱仙台市立中山とびのこ公園      | : 平成29年4月  |
| ⑨品川区立しながわ区民公園        | : 平成30年4月  |                    |            |
| ⑩東京都立木場公園            | : 平成30年4月  |                    |            |
| ⑪東京都立和田堀公園           | : 平成30年4月  |                    |            |
| ⑫東京都立東綾瀬公園           | : 平成30年8月  |                    |            |

#### ○東京都荒川区「都立汐入公園」



保育所  
完成イメージ

29

東京圏(神奈川県、成田市)  
関西圏(大阪府)  
沖縄県  
仙台市

## 地域限定保育士(年2回目の試験実施)

(児童福祉法の特例 特区法第12条の4)

### 活用する規制改革

#### 現状

- ・保育士試験は、毎年1回都道府県が実施
- ・年2回の実施を通知するもインセンティブが働かず、実施されない

#### 見直し後

- ・2回目の保育士試験を促す仕組みとして、3年間は当該区域内のみ有効の「地域限定保育士」制度を創設
- ・都道府県が2回目の試験を実施しない場合、政令市が地域限定保育士試験を実施することを可能に

#### 効果

保育士候補の掘り起しを推進

### 具体的事業

保育士確保が難しい状況を解消するため、保育士試験を年2回行う仕組みを構築

#### 地域限定保育士(平成27年度実施)

	受験者数	合格者数
神奈川県	5,442人	1,330人
成田市	1,343人	249人
大阪府	3,237人	727人
沖縄県	523人	78人
合計	10,545人	2,384人



#### 全国(通常試験)

受験者数 67,504人  
合格者数 23,165人  
※地域限定含む

地域限定保育士の合格者数(2,384人)は、全国の合格者の1割以上

保育士候補の掘り起しに高い効果

地域限定保育士試験がきっかけとなり、平成28年度は、全国的に通常試験が年2回に

30

# 多様な主体による地域限定保育士試験の実施

(国家戦略特別区域限定保育士事業 特区法第12条の5第8項)

## 活用する規制改革

### 現状

- ・「国家戦略特区限定保育士試験(地域限定保育士試験)」制度を契機に、大部分の都道府県で年2回の試験を、指定試験機関に委託して実施。
- ・指定試験機関は、一般社団法人又は一般財団法人に限定されており、さらに試験の実施回数を増やすことには限界がある。



### 見直し後

- ・地域限定保育士試験制度を活用した年3回目の試験実施に向けて、試験の公正性・適正性を担保した上で、株式会社等の多様な法人を指定試験機関として活用可能とする。



### 効果

- ・保育士試験の受験機会の充実により、待機児童の解消の取組の一層の加速が見込まれる。

## 具体的事業

指定試験機関(試験事務を行わせる者)

### 現状



一般社団法人  
又は一般財団法人



株式会社等

### 特区



一般社団法人  
又は一般財団法人



株式会社等

株式会社等の多様な法人を  
指定試験機関として活用可能に

31

## 成田市

## 医学部の新設

## 活用する規制改革

### 現状

※文部科学省告示

医師の養成数を抑制するため、昭和54年の琉球大学以来、新設は認められていない



### 見直し後

平成27年7月31日に内閣府・文部科学省・厚生労働省で定めた「方針」に基づき、新設を認める



### 効果

- ・国際的な医療人材の育成
- ・最高水準の医療サービスの提供

## 具体的事業

### < 新設される「国際医療福祉大学医学部」の特徴 >

- 平成29年4月1日開設(我が国では**38年ぶり**の新設)
- 入学定員140名のうち**20名は留学生**(国際枠)
- 教員300名以上で、**外国人教員は30名以上**
- 臨床実習期間は、世界医学教育連盟の基準(2年)を大幅に上回る**90週を確保**
- 大多数科目において**英語での授業を導入**
- 全学生が、**海外での臨床実習を最低4週間実施**

### < 事業の効果 >

- ① **医療産業の集積と輸出**の拡大
- ② **医療ツーリズム**の拡大
- ③ 国際的な医療人材の流入・育成
- ④ 国際的な医療学会等の開催



- 建設に伴う経済波及効果 **約860億円**
- 消費に伴う経済波及効果 **約210億円(年間)**

32



## 保険外併用療養の特例 (先進医療の承認迅速化)

先進医療については、申請から提供まで、これまで6か月の期間を要したが、特区で3か月に短縮。(東京圏、関西圏、愛知県、福岡市、仙台市にて活用)

大阪大学の事業では、心不全の治療薬を肺がんの治療薬に適応外使用する事例で、**期間を通常の3分の1の2か月に短縮、患者負担も、230万円から70万円と3分の1に減少。**

## 病床数の特例

病床過剰地域においても、**最先端医療を提供する医療機関に対して、必要な病床の増床**を許可。

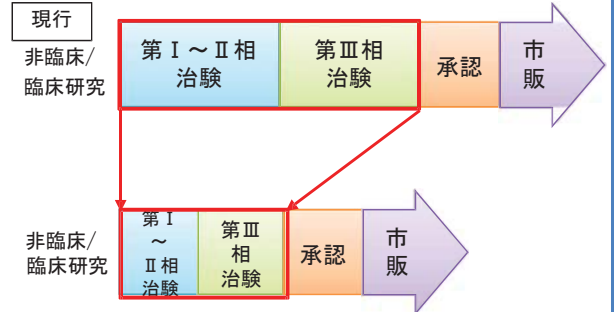
世界トップクラスの国際医療拠点を形成。

東京圏(79床)、関西圏(30床)、  
福岡市(6床)、沖縄県(18床)

**合計 130床以上を許可**

## 革新的医療機器の開発迅速化

治験期間短縮のため、「革新的医療機器」について、**開発初期から、集中的に助言・指導**を実施。(東京圏、関西圏、仙台市にて活用)



### <想定される主な医療機器>



新素材人工  
神経・血管



脳波等を利用した  
診断機器

# 家事支援外国人材の受入れ (家事支援外国人受入事業 特区法第16条の3)

## 活用する規制改革

### 現状

家事支援活動を行う外国人は、外交官や高度外国人材などが雇用する場合しか、入国・在留が認められない



### 見直し後

第三者管理協議会※による管理の下、家事支援サービス企業に雇用される外国人の入国・在留を可能とする

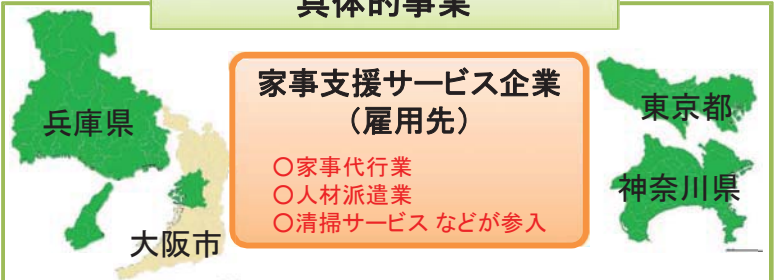
※自治体と関係行政機関により構成する協議会



### 効果

女性の活躍推進や、家事支援ニーズへの対応

## 具体的事業



- 実施区域 東京都、神奈川県、大阪市、兵庫県
- 実施時期 東京都：平成28年11月  
(協議会設置) 神奈川県：平成28年3月  
大阪市：平成28年6月  
兵庫県：平成29年7月
- 業務範囲 炊事、洗濯、掃除、買い物、  
児童の日常生活上の世話等  
平成29年10月10日時点
- 受入企業 東京都：6事業者  
神奈川県：6事業者  
大阪市：3事業者



# 千葉市ドローン宅配等分科会 — ドローンによる飛行デモンストレーション —

## 第1回 豊砂公園／幕張ベイタウン

日時：平成28年4月11日  
概要：商業施設屋上から150m先の公園内へワインを輸送。  
地上から10階建てマンションへ薬を輸送。  
都市部における全国初の試み。



物資輸送のデモンストレーションの様子

## 第2回 稲毛海浜公園

日時：平成28年11月22日  
概要：アプリで商品を注文し、ドローンが自律飛行で商品を送る。LTE電波を使用し、遠隔(40km)で飛行指示。海上飛行による配送の縮図をイメージ。



飛行ルート及びデモンストレーションの様子

## 神奈川県 仙台市

# 近未来技術の実証 完全自動走行（レベル4）に向けた公道における実証プロジェクト

### 買い物支援

## 神奈川県藤沢市 レベル3実証実験

中央けやき通り(公道)において、自動走行技術を搭載したロボットタクシー車両による走行技術サービス提供の実証を実施。

- 日時：平成28年2月29日(月)～3月11日(金)
- 場所：湘南ライフタウン
- 概要：一般モニターが参加し、住居とイオン藤沢店間を送迎



中央けやき通り



### 津波被災地の復興

## 仙台市 レベル4実証(デモンストレーション)

東日本大震災の災害危険区域である荒浜地区にて完全自動走行（レベル4）や、ドローン飛行の実証デモを実施。防災減災や災害対応に活用できる「近未来技術」を積極的に推進。

- 日時：平成28年3月27日(日)
- 場所：災害危険区域内 荒浜小学校校庭
- 概要：運転席/助手席に人が座らないレベル4で実施



# 特区を使った「規制突破」の具体例 ～地方の事例(ご参考)～

内閣府 地方創生推進事務局(2017年11月8日時点) 作成の資料  
を使っています

## 養父市等

## 中山間地農業の改革

### 農業委員会と市の業務見直し(平成26年9月9日認定)

農地の権利移動の許可事務を市が行うことによって、事務処理期間を短縮

### 農業生産法人の要件緩和(平成27年1月27日、9月9日認定) 【平成28年4月から全国措置】

法人の農社業に従事する役員が1人いれば、農業生産法人とみなす

### 農業への信用保証制度の適用(平成27年1月27日認定)

農業資金でも信用保証協会の保証を受け入れるようにする

### 養父市における特区指定の効果

#### ○農地の流動化を促進

・事務処理期間を **26日** (平成26年度平均)  
→ **13日** に短縮 (平成27年度平均)

・件数が **35件 (5.9ha)** (平成26年度)  
→ **64件 (13.5ha)** (平成27年度) に増加

#### ○養父市外からの企業参入

これまでの10年で **4社のみ**  
→ 指定後、1年半で **10社** に  
(平成26年5月～平成27年11月)

### 更なる規制改革の実現に向けて…

## 企業による農地取得の特例

(改正国家戦略特別区域法 平成28年5月27日成立、9月1日施行)

これまでの出資・事業要件等を満たさなくとも、  
一定の要件の下、企業が農地を所有し営農する  
ことが可能に

農業の担い手の確保、遊休農地の発生  
防止・解消による農地の効率的な利用

#### 認定計画

(株) **Amnak** (養父市) (H28.11.9認定)  
酒米の生産、日本酒の国内販売・輸出を行う。  
**兵庫ナカバヤシ**(株) (養父市) (H28.11.9認定)  
ニンニクの「養父市ブランド」の確立を目指し、  
本格的なニンニク生産に取り組む。  
(株) **やぶの花** (養父市) (H28.11.9認定)  
中山間地発の本格的なリンドウ生産に取り組む。  
**住環境システム協同組合** (養父市) (H29.2.21認定)  
小規模水耕栽培の実証、市内農家への技術普及に取り組む。

## 活用する規制改革

### 現状

農用区域内では、原則として農家レストランの設置を含め、農地は転用できない。

### 見直し後

農家レストランを農用地区内に設置を可能とする。

下記を主たる材料として調理、提供

- ・農業者が自己の生産する農畜産物
- ・同一市町村内で生産される農畜産物

### 効果

- ・6次産業化の推進
- ・所得向上
- ・雇用の確保

## 新潟市の例

特区を活用して、農用地区域で農家レストラン「ラ・トラットリア・エストルト」を平成28年5月にオープン。

(有)高儀農場にて生産しているフルーツマトや越後姫(いちご)などの自社生産の野菜等や、地元の食材を使った米粉パスタ、おにぎりなどを提供している。



平成28年5月22日石破前大臣視察の様子

### その他の農家レストラン

(有)フジタファーム (平成28年3月オープン)  
市内産牛肉を提供するステーキレストラン。  
(有)ワイエスアグリプラント(平成28年5月オープン) 自社のイチゴ等の農産物を使用したスイーツカフェ

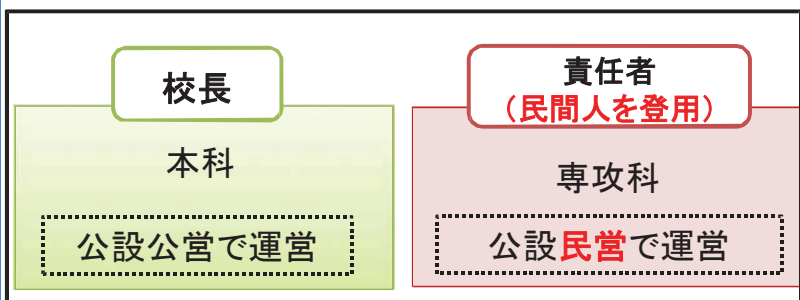
## 愛知県

## 公設民営学校の解禁

### 愛知総合工科高等学校

- 平成28年4月に開校 (名古屋市)
- 平成29年4月から専攻科を民営化**  
(20人×2学級、2年制)
- 平成28年5月10日に指定管理法人の公募を開始
- 平成28年7月27日に「**学校法人名城大学**」を指定管理法人候補法人に選定

### 運営組織



- ・実践的な知識や経験を有する民間人材から生徒が直接指導
- ・産業現場のリーダーに求められる力を身に付けることが可能に

活用する規制改革

現状

「道の駅」の設置主体は、市町村や公的  
主体(都道府県、公益法人等)に限定



見直し後

市町村と民間事業者との協定等を前提  
に、設置主体を民間事業者に拡大



効果

民間ノウハウ・資金の最大限の活用に  
より、「道の駅」の魅力とサービスを向上  
させ、地域活性化につなげる

具体的事業

従来

【指定管理者制度】

- ・条例等の枠内での事業実施
- ・管理運営が中心

事業への  
参画が限定的

特区

- ・条例等の制約を受けない
- ・構想から計画、整備(リニューアル等)、管理  
運営まで事業全体の一体的な遂行が可能

事業への  
参画が広範に



民間ノウハウ・資金を  
最大限に活用

機動的な事業実施が可能

(現行では困難な施設のリニューアル 等)

<今治市の場合>

サイクリストのための休憩機能や簡易宿所等  
を民間事業者が整備・運営



しまなみ海道の「道の駅」

活用する規制改革

現状

※文部科学省告示

獣医師の養成数を抑制するため、  
昭和41年の北里大学以来、  
新設は認められていない



見直し後

第25回国家戦略特区諮問会議(平成28年  
11月9日)の決定に従い、1校に限り、  
新設を認める



効果

- 先端ライフサイエンス研究の推進
- 地域での感染症に係る水際対策の強化

具体的事業

<新設される「岡山理科大学獣医学部」の特徴・イメージ>

- 四国地域初の獣医学部が開設(入学定員:160名)
- 平成30年4月開設予定(我が国では**52年ぶり**  
の新設)
- 獣医学科専任教員を**70名配置**
- **独自の充実したアドバンス教育カリキュラム**を編成
- 多様な実験動物を用いた研究をトの治療に  
繋げる**トランスレーショナル研究を推進**
- 人獣共通感染症など、**国際的な危機管理対応の  
できる獣医師の育成**

<事業の効果>

- ① 動物、ライフサイエンス(創薬)など  
関連産業の集積
  - ② 感染症対策など危機管理の  
学術支援拠点形成
  - ③ 食の安全、品質保証による畜水産業の振興
- 建設に伴う経済波及効果 **約240億円**
  - 消費に伴う経済波及効果 **約20億円(年間)**



改正国家戦略特別区域法 平成28年5月27日成立

過疎地域等での主として観光客のための制度として、市町村、運送実施予定者及び交通事業者が相互の連携について協議した上で、特区の区域会議が、運送の区域等を迅速に決定できるようにする。

<現行制度との比較>

	自家用有償運送 (道路運送法)	自家用自動車の活用拡大 (国家戦略特区法)
事業内容	自家用自動車による旅客運送（登録制）	同左
主な運送対象	地域住民	訪日外国人をはじめとする観光客
運送主体	市町村、非営利団体	同左
安全要件	運 転 者：第二種運転免許 又は大臣認定講習等 車 両：車検期間は2年 (初回は3年) 運行管理：責任者の選任	同左
実施手続	地域関係者による合意 運送事業者等を含めた地域公共交通会議又は 運営協議会	区域会議による迅速な決定

43

仙北市における近未来技術の実証  
ドローンのデモンストレーション・競技大会

デモンストレーション

日時：平成27年7月19日  
概要：仙北市スキー場において、デモンストレーションを開催。  
(第6回近未来技術実証特区検討会)



技術検討会において、ドローンの飛行状況をモニターで確認している様子

国際ドローン競技会の開催

日時：平成28年7月29日～31日  
概要：平成28年1月20日総務省通達において措置された「特定実験試験局制度に関する特例」を活用して、日本初の「国際ドローン競技会」を開催。



レースには、海外6カ国の選手(9名)、国内外延べ70名が参加。  
(中国、韓国、ベトナム、シンガポール、インドネシア、マレーシア、日本)

44

地域の移動手段

秋田県仙北市

田沢湖畔において、全国初となる公道での無人バス走行実験を実施

- 日時：平成28年11月13日（日）午前中
- 場所：仙北市田沢湖田沢字春山地区



事業概要

実施主体	内閣府、仙北市
自動走行車両の名称	「ロボットシャトル」 (10名程度乗車可能な自動運転車両) 株式会社ディー・エヌ・エー (東京都渋谷区)

■ 一般モニター62名が試乗

試乗者の感想...

揺れも感じず、乗り心地が良かった、実用化を期待したい など

■ 公道400mを自動走行



規制改革提案の実現プロセス

内閣府

提案者  
(事業者、自治体)

ヒアリング

特区ワーキング  
グループ等

- 全ての提案への対応を  
規制省庁より文書で回答

※省庁からの回答はホームページで公表

<http://www.kantei.go.jp/jp/singi/tiiki/kokusentoc/teian.html>

- このうち優先度の高い提案は、  
特区ワーキンググループ等で  
規制省庁と直接折衝

いわゆる「岩盤規制」

自治体（県・市など）が  
特区の指定を受けて実現

それ以外の規制

特区指定を受けなくても実現

- 現行制度のもとで対応

例：小規模認可保育所に対するバリアフリー法の適合免除

- 全国措置として実現

例：通販免許でインターネット販売できる酒類の範囲拡大

- 構造改革特区で実現

例：50歳以上の就労を重点的に支援するハローワークの設置

## 4、自治体は自立できるか

47

### Q「あなたの自治体は自立できますか」

お国自慢と経済的自立 ~江戸期の幕藩体制  
宮城県の場合 今でも伊達政宗は地域の象徴  
江戸期は有数の豊かな藩  
仙台(伊達)藩 表高62万石  
享保(1716年)期以降100万石  
毎年25万~30万石を江戸などへ  
県会議長「自立?そりゃ、絶対無理です」  
平成27年度当初予算1兆6685億円  
(震災前1兆円)  
自主財源比率46.9%(県税17.1%、地方交付税15.6%)

48



## 自立は無理なのか

- ・富山県の場合

持ち家比率 77.5%で全国2位

コメ生産量 22万トン 日本一

製造業従業者数割合 18.8%全国トップ

※現代でも有数の豊かな県

- ・県職員幹部 「国に支えてもらわないと無理」

49

## Qでは、どこが自立できる？

- ・財政力指数(基準収入/支出) 2012年度

1.0以上の都道府県はゼロに

愛知0.93 神奈川0.90 東京0.86

静岡0.67(全国7位)

- ・財政力指数ランキング(全自治体)

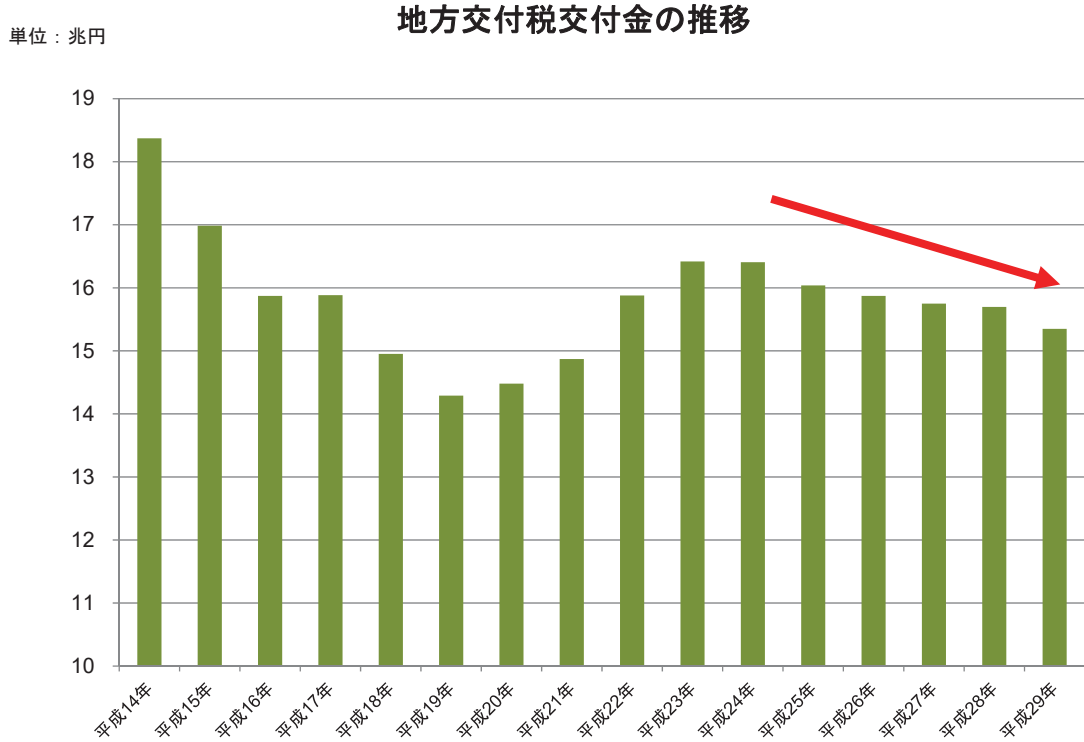
1位 愛知県飛島村 2.13

2位 北海道泊村 2.07

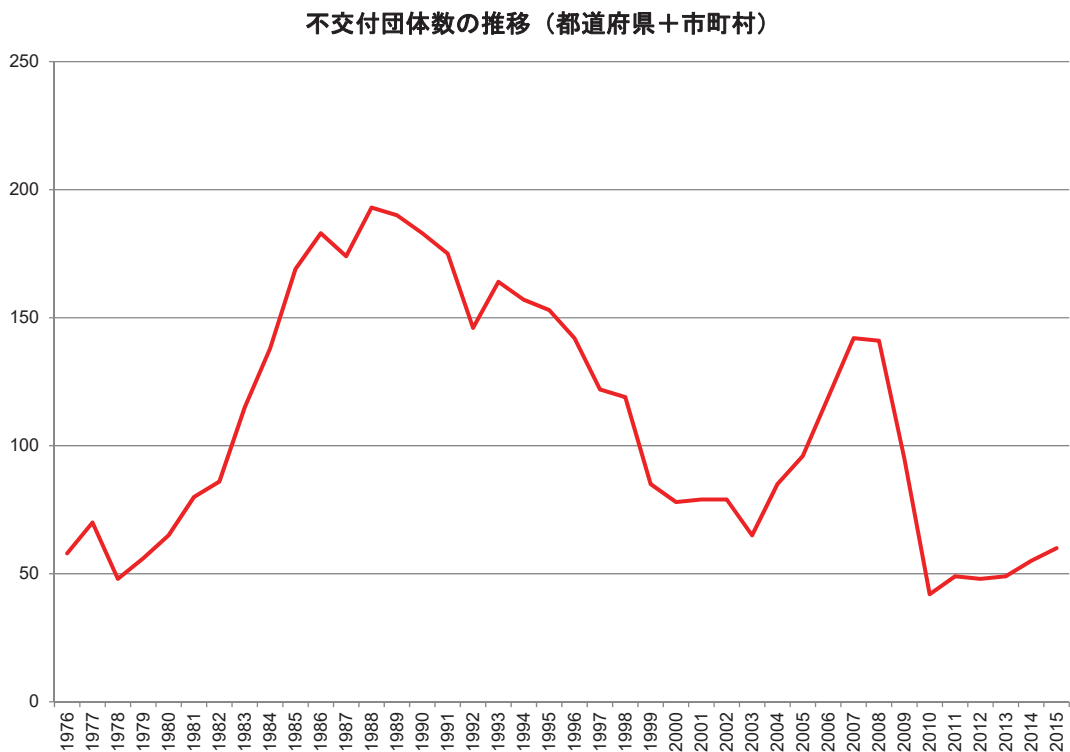
3位 青森県六ヶ所村 1.62

50

# 地方交付税交付金は再び減少へ



# 不交付団体は76自治体だけ



## 不交付団体 どんなところ？

- ・首都圏近郊の市

立川市、市川市、戸田市、厚木市、小牧市など(東京10市町、愛知17市町村、神奈川8市町)

- ・原発関連施設の立地

北海道泊村、青森県六ヶ所村、新潟県刈羽村、福岡県玄海町 など

- ・主要な事業所の立地

千葉県浦安市、山梨県忍野村

- ・ちなみに神奈川は

川崎市、鎌倉市、藤沢市、厚木市、海老名市、寒川町、中井町、箱根町

53

## 本当に財政自立は無理なのか

- ・大阪府市の問いかけ

改革ブレーンの上山信一・慶應義塾大教授

「大阪市域から上がる税収のうち

3分の1しか大阪市域に還元されていない」

税収(2009年度)	市域への還元
------------	--------

市税	6236億円	全額
----	--------	----

府税	5674億円	1359億円
----	--------	--------

国税	2兆7791億円	5447億円
----	----------	--------

「大阪市民は7987億円もの税収を

交付税として地方に還元している」

54

制度を作れば自立できるのではない  
自立するために制度を使う工夫を

ご清聴ありがとうございました

## 国家戦略特区制度の運用状況

### 1 東京圏における「国家戦略特別区域及び区域方針」〔内閣総理大臣決定〕

- (1) 指 定：平成 26 年 5 月 1 日
- (2) 対象区域：東京都、神奈川県（横浜市含む）並びに千葉市及び成田市
- (3) 東京圏全体の目標：  
 「2020年開催の東京オリンピック・パラリンピックも視野に、世界で一番ビジネスのしやすい環境を整備することにより、世界から資金・人材・企業等を集める国際的ビジネス拠点を形成するとともに、近未来技術の実証や創業分野等における起業・イノベーションを通じ、国際競争力のある新事業を創出する。」
- (4) 政策課題：外国人居住者を含め、ビジネスを支える生活環境の整備 他
- (5) 事業に関する基本的事項：待機児童解消のための都市公園における保育所等の設置 他

### 2 横浜市の認定事業 [4 件]の概要

認定事業の概要	活用した特例措置	特例措置の概要 ( ) は特区法
① 神奈川区反町公園における保育所設置 (こども青少年局)	・保育所設置における都市公園法の特例 ⇒政令市で初。その後、都市公園法の改正により全国措置化(特区外でも設置可能)	保育等福祉サービスの需要増加に対応するため、保育所等の社会福祉施設について、一定の基準を満たす場合には、都市公園の管理者は占用許可を与える。(法第 20 条の2) ※都市公園法改正に伴い削除
② 横浜駅きた西口鶴屋地区の住宅整備 (都市整備局)	・住宅容積率に係る建築基準法の特例⇒全国初  ・都市計画の決定又は変更に係る都市計画法の特例	・都市計画で定めた容積率を超える住宅について、特区における区域計画で定める最高限度等の範囲内で、個別の許可によらずに建築できる。(法第 16 条) ・国家戦略都市計画建築物等整備事業として内閣総理大臣の認定を受けた場合、県知事・国交相同意等を要する手続きが不要となることから、期間が短縮される(概ね2か月)(法第 21 条)
③ 横浜市大附属病院の臨床試験専用病床の整備 (横浜市立大学、医療局)	・病床規制に係る医療法の特例  ・臨床試験専用病床に係る医療法施行規則の特例⇒全国初	・医療法に基づく基準病床数制度による病床過剰地域で、最高水準の医療を提供する事業で増床を可能とする。(法第 14 条) ・患者以外を対象とする臨床試験専用の病床整備は、床面積及び廊下幅の基準を緩和する。(構造改革特区法第2条第2項)
④ 横浜市大附属病院での保険外併用療養特例の適用 (横浜市立大学、医療局)	・保険外併用療養に関する特例 ⇒神奈川県内初	日本で未承認もしくは適応外の医薬品・医療機器等を用いた治療について、先進医療の審査の迅速化を活用し、通常(概ね6か月)よりも早い期間(概ね3か月)で承認を得ることが可能となる。(法第 26 条)

国家戦略特区に関する調整としては、この他に、国との協議を進める中で、現行法制度の枠内で特区活用を選択せずに運用上の工夫により実施した案件などがあります。

### 3 今後の取組

国家戦略特区は、規制緩和により、国際競争力の強化や国際的な経済活動の拠点の形成を目指す有益な制度です。横浜市は、本制度など国のメニューを最大限活用しながら、大都市としての総合力を活かし、横浜経済の活性化と日本経済を牽引する役割を果たすよう取り組んでいきます。

## 国家戦略特区における横浜市の取組について

～神奈川県反町公園内へ保育所を設置～

＜都市公園内への保育所等設置は、政令市第 1 号の計画案＞

本日、東京圏国家戦略特別区域会議（第 10 回）において、「都市公園内占用保育所等設置事業」として、神奈川県にある反町公園内に保育所を設置することが、区域計画案に盛り込まれました。

### 1 東京圏国家戦略特別区域計画（案）に盛り込まれた取組（横浜市分抜粋）

名称：都市公園占用保育所等施設設置事業

内容：都市公園の占用許可に係る都市公園法の特例

（国家戦略特別区域法第 20 条の 2 に規定する都市公園占用保育所等施設設置事業）

民間事業者が横浜市立反町公園（神奈川県横浜市）に保育所を設置するため、横浜市が同公園内の施設を当該事業者を提供し、保育サービスの需要に対応する。【平成 29 年 4 月設置】

### 2 今後の予定

近日中に、内閣府が、国家戦略特区諮問会議に諮ったうえで、内閣総理大臣への認定申請を行う予定です。

#### ＜林 文子 横浜市長コメント＞

東京圏国家戦略特別区域会議において、政令市で初となる「都市公園内への保育所等の設置」が、計画案に盛り込まれました。

保育所用地の確保が困難な都市部において、都市公園内の保育所等の設置は、待機児童解消に向けた新たな打開策として、大きな効果が期待できます。

公園を利用される皆様のご理解をいただきながら、引き続き、待機児童解消に向けて、全力を注いでまいります。

## 保育所概要

- 公園名 反町公園（神奈川県反町一丁目12）
- 整備方法 横浜市が所有する旧管理詰所を社会福祉法人に貸与し、社会福祉法人が施設の設計、改修及び運営を行います。
- 事業種別 認可保育所（乳児保育所又は保育所分園）
- 定員規模 20～40人程度、延床面積約170㎡（鉄筋コンクリート造平屋建て）



## 【案内図】



## お問合せ先

（都市公園内への保育所等設置事業について）

子ども青少年局保育対策課担当課長 岡本 今日子 Tel 045-671-4221

（国家戦略特区の制度について）

経済局成長産業振興課担当課長 守屋 喜代司 Tel 045-671-4600

## 横浜駅きた西口鶴屋地区で全国初！ 住宅容積率の緩和を活用した国家戦略住宅整備事業！

本日、東京圏国家戦略特別区域会議（第12回）において「横浜駅きた西口鶴屋地区」における国家戦略住宅整備事業及び国家戦略都市計画建築物等整備事業が区域計画案に盛り込まれました。

### 1 国家戦略特区の活用内容について

#### 横浜駅きた西口鶴屋地区における2段階の容積率の緩和

指定容積率【500%】



都市再生特別地区による容積率緩和【680%】



**国家戦略住宅整備事業による住宅容積率の加算（全国初！）**【850%】

#### (1) 住宅容積率の特例：国家戦略住宅整備事業（国家戦略特別区域法 第16条）

当地区では、グローバル企業の就業者等の生活支援に必要な機能を併設した住宅を整備

#### (2) 都市計画法の特例：国家戦略都市計画建築物等整備事業（国家戦略特別区域法 第21条）

当地区では、都市再生特別地区の変更、地区計画の変更および市街地再開発事業の決定

### 2 今後の予定

近日中に、内閣府が、区域計画案を国家戦略特区諮問会議に諮ったうえで、内閣総理大臣へ認定を申請します。

（参考）区域計画認定の流れ

区域会議で素案の承認（H27.11.26）⇒横浜市都市計画審議会（H28.6.23）

⇒区域会議で案の承認（本日）⇒諮問会議で案の承認⇒内閣総理大臣が区域計画の認定

#### <林 文子 横浜市長コメント>

本日、住宅容積率が大きく緩和される国家戦略住宅整備事業として、全国で初めて「横浜駅きた西口鶴屋地区の事業」が区域計画案に盛り込まれました。認定も間近となり、いよいよスタートが近づいてきました。この事業により、海外から横浜都心臨海部に進出した企業の就業者にとって暮らしやすい、「多言語対応」で「職住近接の住環境」を整備し、横浜都心臨海部の国際的ビジネス拠点機能を更に高めていきます。



## 横浜駅きた西口鶴屋地区の事業概要

施行場所：神奈川区鶴屋町一丁目6番地 他

施行面積：約0.8ha

施設概要：住宅、ホテル、商業、多言語対応のデジタルモール・  
24時間常駐コンシェルジュサービス・子育て支援施設 等

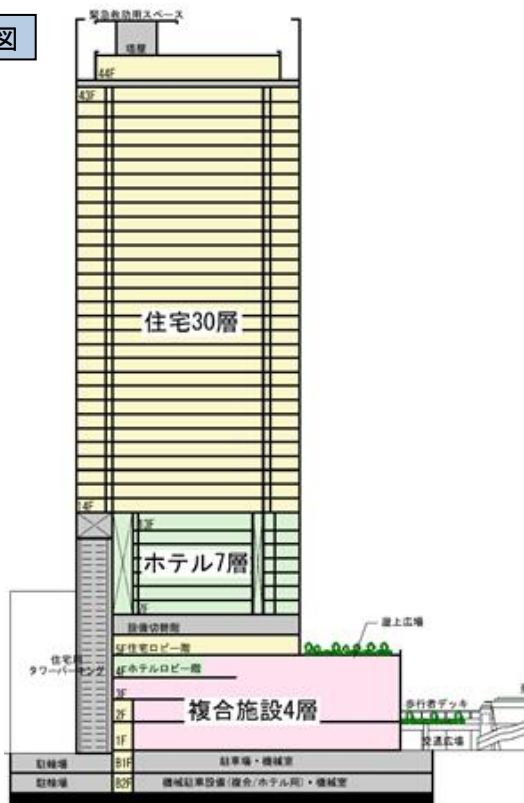
事業期間：平成28年度～33年度

事業主体：横浜駅きた西口鶴屋地区市街地再開発準備組合

位置図



概要図



外観イメージ



### ※ 国家戦略住宅整備事業とは

容積率を緩和することにより、国家戦略特別区域内において産業の国際競争力の強化及び国際的な経済活動の拠点の形成を図るために必要な住宅の整備を促進する事業

### ※ 国家戦略都市計画建築物等整備事業とは

都市計画の決定又は変更をし、国家戦略特別区域内において産業の国際競争力の強化及び国際的な経済活動の拠点の形成を図るために必要な建築物その他の施設の整備を促進する事業。

※区域会議の配布資料は、内閣府ホームページに掲載されます。

<http://www.kantei.go.jp/jp/singi/tiiki/kokusentoc/tokyoken.html>

### お問合せ先

(横浜駅きた西口鶴屋地区の事業について)

都市整備局都心再生課横浜駅周辺等担当課長 木村 裕毅 Tel 045-671-3679

(国家戦略特区の制度について)

経済局成長産業振興課担当課長 守屋 喜代司 Tel 045-671-4600

## 全国初！「臨床試験専用病床」の施設基準を緩和！ 横浜市大附属病院において20床増床！

本日、東京圏国家戦略特別区域会議（第13回）において、公立大学法人横浜市立大学附属病院の「臨床試験専用病床整備事業」が、区域計画案に盛り込まれました。

これにより、同病院において、26年12月に認定を受けた「病床規制に係る医療法の特例」と組み合わせ、専ら健康な人を対象にした臨床試験専用の20床の整備が実現します。

これらの特例を活用して臨床研究の症例数を増加させ、画期的な薬の開発等を進めます。

※臨床試験専用病床とは・・・患者以外の者を被験者として行われる治験、その他の臨床試験（被験者の入院期間がおおむね10日以内であるもの）を実施する場合に、当該被験者を入院させるための病床

### 1 事業内容について

#### ○緩和の必要性

- ・健康な人を対象とする治験等を行う際に、対象者が分散し、管理が非効率
- ・患者向けの病床利用率が高く、院内整備ができないため、既存の建物を活用

#### ○臨床試験専用病床における施設基準の緩和

##### 【現行の基準】

（医療法施行規則第16条第1項第3号、第11号）

病床面積 6.4㎡以上/一人当たり

廊下幅 両側居室2.1m以上



##### 【緩和後の基準】構造改革特区の特例を活用

（構造改革特別区域法第34条に基づく省令）

病床面積 4.3㎡以上（2人以上病室）/一人当たり

廊下幅 両側居室1.6m以上

※診療所の一般病床と同基準



【臨床薬理センター】



【治験病室】※イメージ

### 2 今後の予定

近日中に、内閣府が、区域計画案を国家戦略特区諮問会議に諮ったうえで、内閣総理大臣へ認定申請を行う予定です。

## 【参考】

### 区域計画案

○法第10条第1項に規定する構造改革特別区域法の特定事業の名称及び内容

名称：臨床試験専用病床整備事業

内容：臨床試験専用病床に係る医療法施行規則の特例

(構造改革特別区域法第34条に規定する政令等規制事業)

公立大学法人横浜市立大学（神奈川県横浜市）が、同大学附属病院において、病室の床面積及び廊下幅の基準を緩和する特例を活用して、患者以外の者を対象とした臨床試験を行う専用病床を整備し、医薬品等の開発を促進する。

【平成28年中に実施】

※国家戦略特別区域法第10条第1項

国家戦略特別区域会議は、国家戦略特別区域における産業の国際競争力の強化又は国際的な経済活動の拠点の形成を図るために必要と認めるときは、区域計画に、次に掲げる事項を定めることができる。

- ・国家戦略特別区域において実施し又はその実施を促進しようとする構造改革特別区域法第2条第2項に規定する特定事業の内容、実施主体及び開始の日に関する事項

(以下、略)

※構造改革特別区域法第2条第2項

この法律において「特定事業」とは、地方公共団体が実施し又はその実施を促進する事業のうち、別表に掲げる事業(★)で、規制の特例措置の適用を受けるものをいう。

★今回の事業は、「臨床試験専用病床整備事業」として、近日中に別表に追加される見込み。

患者以外の者を対象とした臨床試験を行う専用病床を整備する際に、病室の床面積及び当該病室に隣接する廊下幅の基準が緩和される特例。

※区域会議の配布資料は、内閣府ホームページに掲載されます。

<http://www.kantei.go.jp/jp/singi/tiiki/kokusentoc/tokyoken.html>

お問合せ先		
(国家戦略特区の制度について)		
経済局成長産業振興課担当課長	守屋 喜代司	Tel 045-671-4600
(横浜市の医療政策について)		
医療局医療政策課長	倉本 裕義	Tel 045-671-2438
(公立大学法人横浜市立大学の取組について)		
公立大学法人横浜市立大学医学・病院統括部臨床研究推進課長	中川 淳孝	Tel 045-370-7933

## 東京圏国家戦略特別区域計画の認定について

本日、国家戦略特別区域諮問会議が開催され、公立大学法人横浜市立大学の病床規制に係る医療法の特例を含む「東京圏 国家戦略特別区域計画」について、内閣総理大臣の認定が行われましたので、情報提供します。

なお、横浜駅周辺地区の住宅容積率の緩和は、平成 27 年中の認定を目指し、引き続き計画の熟度を高める準備を進めます。

### 1 東京圏国家戦略特別区域計画

別紙のとおり

### 2 区域計画に盛り込まれた市内の取組

名称：国家戦略特別区域高度医療提供事業

内容：病床規制に係る医療法の特例

公立大学法人横浜市立大学（神奈川県横浜市）が、画期的な神経疾患等の診断薬やインフルエンザ等ウイルス感染症の治療薬の開発を行い、高度な医療を提供するため、同大学附属病院（横浜市金沢区）に専用病床（新規病床 20 床）を確保する。【平成 28 年中に実施】

#### <林 文子 横浜市長コメント>

このたび、横浜市立大学附属病院における病床規制の特例が認定されました。

今後、専用病床の増床により、臨床研究症例数を増加させ、神経疾患等の診断薬やインフルエンザ等ウイルス感染症の治療薬の開発をスピーディーに進めていきます。そして、世界競争に打ち勝つ、高度医療や関連産業を創出できるよう、力を尽くしてまいります。

横浜駅周辺地区の住宅容積率緩和についても引き続き準備を進めます。そして、大規模なりノベーションを加速させ、グローバル企業を多数誘致するための生活環境を整備し、横浜都心部が国際的なビジネス拠点となるよう、一日も早い事業の実現を目指します。

#### お問合せ先

(国家戦略特区について)

経済局成長産業振興課 担当課長 守屋 喜代司 Tel 045-671-4600

政策局政策課 担当課長 岩岡 敏文 Tel 045-671-3203

(公立大学法人横浜市立大学の取組について)

公立大学法人横浜市立大学医学・病院統括部総務課長 渡邊 昇 Tel 045-787-2804

## 区域計画

### 1 国家戦略特別区域の名称

「東京圏 国家戦略特別区域」

### 2 法第2条第2項に規定する特定事業の名称及び内容

#### (1) 名称：国家戦略民間都市再生事業

内容：民間都市再生事業計画の認定に係る都市再生特別措置法の特例

(国家戦略特別区域法第25条に規定する国家戦略民間都市再生事業)

三井不動産株式会社が、日比谷地区において、日比谷公園等と連携した帰宅困難者支援機能の整備を始めとする災害対応、周辺の劇場等と連携した文化芸術発信、ベンチャー企業育成のためのビジネス連携等の機能強化のための拠点を整備する。【平成27年2月に着工予定】

#### (2) 名称：保険外併用療養に関する特例 関連事業

内容：保険外併用療養に関する特例

(国家戦略特別区域法第26条に規定する政令等規制事業)

以下に掲げる医療機関が、米国、英国、フランス、ドイツ、カナダ若しくはオーストラリアにおいて承認を受けている医薬品等であって、日本においては未承認の医薬品等又は日本において適応外の医薬品等を用いる技術すべてを対象として、保険外併用療養に関する特例を活用し、迅速に先進医療を提供できるようにする。

##### ① 慶應義塾大学病院（東京都新宿区）

(例) クロウン病や膠原病等の治療薬など

##### ② 独立行政法人国立がん研究センター（東京都中央区）

(例) 東京・神奈川等において研究開発が進む、IVR（画像下治療；画像診断に用いる放射線技術を応用して行う治療法の総称）等の低侵襲がん治療、分子標的薬等を用いる個別化医療など

##### ③ 東京大学医学部附属病院（東京都文京区）

(例) 東京・神奈川等において研究開発が進む生体電位駆動型ロボットを活用した身体機能回復、進行性泌尿器がんの化学療法など

(3) 名称：国家戦略特別区域高度医療提供事業

内容：病床規制に係る医療法の特例

(国家戦略特別区域法第 14 条に規定する国家戦略特別区域高度医療提供事業)

- ① 公益財団法人がん研究会（東京都江東区）が、がん研有明病院（東京都江東区）において、世界最先端のがん医療技術であるダヴィンチ手術について、前立線がんに加え、多様な臓器がん（大腸、食道がん等）へ応用し、治療を行う等のため新たに病床 10 床を整備する。【平成 28 年中に実施】
- ② 医療法人社団滉志会 瀬田クリニックグループ（東京都千代田区）が、がんに対する次世代型の免疫細胞治療を中心とした診療、臨床研究開発等を推進するため、神奈川県内に新たな拠点（新規病床 19 床）を整備する。【平成 28 年中に実施】
- ③ 医療法人社団葵会（東京都千代田区）が、川崎南部病院（川崎市川崎区）において、循環器領域における再生医療、低侵襲治療機器を駆使した最先端医療、バイオセラピー（がん免疫療法）、国際医療交流（医療ツーリズム）等を実施するため、ハイブリッドオペ室（新規病床 20 床）を整備する。【本年度から実施】
- ④ 公立大学法人横浜市立大学（神奈川県横浜市）が、画期的な神経疾患等の診断薬やインフルエンザ等ウイルス感染症の治療薬の開発を行い、高度な医療を提供するため、同大学附属病院（横浜市金沢区）に専用病床（新規病床 20 床）を確保する。【平成 28 年中に実施】

3 「国家戦略特区における規制改革事項等の検討方針（平成 25 年 10 月 18 日日本経済再生本部決定）」に掲げられた規制改革事項等の名称及び内容

(1) 名称：雇用条件の明確化のための「雇用労働相談センター」の設置

内容：

雇用条件の明確化等を通じグローバル企業やベンチャー企業等を支援するため、これらの企業の抱える課題を熟知する者を事業実施者として早期に選定し、グローバル企業等を対象に雇用ルールの周知徹底と紛争の未然防止を図るための「雇用指針」等を活用して高度な個別相談対応等を行う「雇用労働相談センター」（以下「センター」という。）を、国家戦略特別区域会議の下に設置する。

【1 月末に設置】

- i) 設置主体：国（競争入札により事業実施者を選定）
- ii) 設置場所：都心 3 区（千代田区、中央区、港区）のうち、東京駅周辺、日比谷周辺、品川駅周辺、竹芝周辺、虎ノ門周辺、六本木周辺のいずれか 1 箇所

- iii) 実施体制：施設長、事務責任者、代表弁護士、代表相談員等を配置する。
- ・施設長は、組織運営に長けた者を1名配置し、本事業が「区域方針」及び「東京圏国家戦略特別区域計画」に則り、その目的達成に必要なものとして機能するよう、助言及び指導を行うとともに、雇用労働相談センター運営推進会議（仮称）を開催し、センターの運営を円滑に実施するために必要な連絡調整を行う。
  - ・事務責任者（1名）は、本事業全体に係る業務の統括管理を行う。
  - ・代表弁護士は、特に労働関係法令や雇用指針に精通し、かつ国際的な労働ルール及び商習慣を熟知していると認められる弁護士の中から選任する。
  - ・代表相談員は、特に労働関係法令や労務管理の実務に精通していると認められる相談員の中から選任する。
- iv) 事業内容：センターが実施する主な事業は、以下のとおり。
- なお、企業等の要望に応じ、通訳による多言語対応等を実施する。
- ・相談員による電話相談、窓口相談等の対応
  - ・弁護士による高度な専門性を要する個別相談対応
  - ・弁護士及び社会保険労務士による個別訪問指導
  - ・セミナーの開催 等
- v) その他：センターには相談員等が複数名常駐し、相談対応時間は、月・火・水・木・金曜日（国民の祝日及び年末・年始（12月29日～1月3日）を除く）の午前9時から午後6時までとする。
- 東京都が取り組む雇用就業施策やベンチャー支援策、「ビジネスコンシェルジュ東京」等との相乗効果を目指し、必要な連携を図る。

#### 4 区域計画の実施が国家戦略特別区域に及ぼす経済的社会的効果

区域計画の実施により、医療、雇用、都市再生の総合的な規制改革の実現が図られ、東京圏における産業の国際競争力の強化及び国際的な経済活動拠点の形成に相当程度寄与する。

## 国家戦略特区における横浜市の取組について

～横浜市立大学附属病院が「保険外併用療養に関する特例対象医療機関」に～

本日、東京圏国家戦略特別区域会議（第 6 回）の区域計画に、横浜市立大学附属病院が「保険外併用療養の特例対象医療機関」とされることが盛り込まれました。

横浜市内及び神奈川県内では、初めての医療機関となります。

### 1 東京圏国家戦略特別区域計画（案）に盛り込まれた取組（横浜市分抜粋）

名称：保険外併用療養に関する特例 関連事業

内容：保険外併用療養に関する特例

（国家戦略特別区域法第 26 条に規定する政令等規制事業）

以下に掲げる医療機関が、米国、英国、フランス、ドイツ、カナダ若しくはオーストラリアにおいて承認を受けている医薬品等であって、日本においては未承認の医薬品等又は日本において適応外の医薬品等を用いる技術すべてを対象として、保険外併用療養に関する特例を活用し、迅速に先進医療を提供できるようにする。

公立大学法人横浜市立大学附属病院（神奈川県横浜市）

（例） TFS（Tissue Fixation System）を用いた腹圧性尿失禁の治療など

### 2 今後の予定

近日中に、内閣府が、国家戦略特区諮問会議に諮ったうえで、内閣総理大臣への認定申請を行う予定です。

#### <林 文子 横浜市長コメント>

東京圏国家戦略特別区域会議において、横浜市立大学附属病院を「保険外併用療養の特例対象医療機関」に加える計画案が示されました。

認定されれば、同病院が先進的な医療をいち早く市民の皆様にお届けできるようになり、また今後、医療法に定められた「臨床研究中核病院」の認定を目指すにあたっての大きなはずみになります。

横浜市としても、臨床研究や治験を加速化させる「横浜臨床研究ネットワーク」への支援等を進めています。これとの相乗効果により、創薬や先進的な治療法などの研究成果を、可能な限り早期に市民の皆様に戻元できるよう、引き続き連携して取組を推進していきます。



※ 東京圏の区域

東京都、神奈川県、千葉県成田市

※ 保険外併用療養とは

保険診療 と 保険外診療（自由診療）を併用して治療を行う場合、保険診療部分も含めて全て自己負担となるが、厚生労働大臣の認める先進医療や、差額ベッド代等、患者の自由な選択による費用について、保険診療との併用を認めるもの。

※ 保険外併用療養に関する特例とは

国家戦略特区において、内閣総理大臣の認定を受けた医療機関が、最先端の医療や適応外の医薬品の使用などの先進医療を実施する場合、速やかに評価を開始できるよう、先進医療の申請を受けてから通常6か月程度かかる審査期間を、3か月程度に短縮する特例。

【既に認定を受けている医療機関】

東京圏：慶應義塾大学病院、独立行政法人国立がん研究センター中央病院、

東京大学医学部附属病院、公益財団法人がん研究会有明病院、

順天堂大学医学部附属順天堂医院、東京医科歯科大学医学部附属病院

関西圏：大阪大学医学部附属病院、独立行政法人国立循環器病研究センター、

京都大学医学部附属病院

愛知県：名古屋大学医学部附属病院、独立行政法人国立病院機構名古屋医療センター

※ 臨床研究中核病院とは

国際水準の臨床研究や医師主導治験の中心的な役割を担う病院。実施体制や実績、施設、人員が整備されている病院が承認される。

全国では、国立研究開発法人国立がん研究センター中央病院（東京都中央区）、国立大学法人東北大学病院（宮城県）、国立大学法人大阪大学医学部附属病院（大阪府）、国立がん研究センター東病院（千葉県）が承認されている。

※ 横浜臨床研究ネットワークとは

横浜市立大学が中心となり、横浜市とその周辺の中核病院（15病院：7,872床）が連携して治験や臨床研究の推進に取り組むためのネットワーク。

※ 区域会議の配布資料（区域計画（案）を含む）は、内閣府ホームページに掲載されます。

<http://www.kantei.go.jp/jp/singi/tiiki/kokusentoc/tokyoken.html>

お問合せ先

（横浜市の医療政策について）

医療局医療政策課長

倉本 裕義

Tel 045-671-2438

（国家戦略特区の制度について）

経済局成長産業振興課担当課長

守屋 喜代司

Tel 045-671-4600

（公立大学法人横浜市立大学の取組について）

公立大学法人横浜市立大学医学・病院統括部総務課長

小田 英一

Tel 045-787-2804